

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令案」等に関するパブリックコメント

2017年9月14日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課あて提出

1. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則案

● 2-(1)-④ 許可に係る調査

民間あっせん機関の適正な運営には、子どもの最善の利益を最大限に考慮できることが望まれます。法人会計書類等を確認するだけでなく、法律第7条1項8号「申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行できる能力を有すること」を確認できるよう、「～職員2人以上によって行うものとする。」の後に、「また、その職員のうち1名は、児童福祉司等の専門職とすること。」を追加してください。

● 2-(16) 養子縁組あっせん責任者

①中、「・ 都道府県知事が上記の者と同等以上の能力を有すると認める者であって、社会福祉施設の職員として勤務した期間の合計が3年以上であるもの」について削除してください。

理由：「同等以上の能力を有すると認める者」では、あいまいであり、資格を有する者に限定した方が良いため。

②養子縁組あっせん責任者が受けるべき厚生労働大臣が認める研修のプログラム検討に当たっては、各職能団体からの意見を聴取してください。

2. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針案

● 第1-3 国内におけるあっせんの優先

「日本国内での養子縁組が見込めない場合」であることを明らかにできるよう、文末に「また、民間あっせん機関は、あっせん活動の開始前に、児童相談所や他の民間あっせん機関との協議記録を知事に提出すること。」を追加してください。

● 第4-4 縁組前養育における支援

児童福祉法第30条に基づく同居児童の届け出を養子縁組希望者が速やかに行うための支援を行うことを追記してください。

● 第3-2 あっせん前の一時的な養育

乳児院等に入所させることが望ましいとされておりますが、許可の段階で自前の施設等（私的契約可含む）の一時養育体制を要件するなど厳しい基準を求めます。

● 第5-1 養子縁組後の支援

最終行「養子縁組成立後も継続的に支援が行えるような体制を整えること。」を「養子縁組成立後もこれらの機関と協力して継続的に支援が行えるような体制を整えること。」としてください。

理由：原文だと、遠隔地の児童相談所等との関係づくりを行えば、あっせん機関は支援を行わなくてもよいように読めるため。

● 第6-2 寄付金、会費の取扱い

(2)を削除し、「(2) 養子縁組が成立し、養子縁組のあっせんが終了した養親からの寄付金又は会費は受け取ってはならない。」と修正してください。民間あっせん機関の透明性を担保するため、養親からの手数料以外のいかなる金品の受け取りをも禁止し、寄付金や会費は、法人の趣旨に賛同した第三者の寄附のみに限定すべきです。

なお、養親からの寄付金や会費を受け取らずとも、民間あっせん機関が継続的かつ安定的に運営できるよう、衆議院附帯決議にあるとおり、あわせて財政上の措置を講ずることが必要です。

● 第7-1-(1) 人員体制

文末に「また、相談員は法第26条第5号に定める養親希望者研修を受講することが望ましい。」と記載してください。